

( 続紙 1 )

京都大学	博士 ( 法 学 )	氏名	山田 卓平
論文題目	国際法における緊急避難		
(論文内容の要旨)			
<p>国内法（特に刑法）では、一般的緊急例外規則が設けられることが多いが、国際法における一般的緊急例外理論は、主に義務的裁判を前提とできない国際社会における濫用の懸念から、長く批判に晒されてきた。</p> <p>しかし、逆説的だが、むしろそのような国際社会の構造ゆえに、緊急例外は必要とされるように思われる。つまり、本例外がなければ、国際法そのものの実質的無視という害悪を招きかねない。緊急事態国を国際法による正当化の土俵に止めておくために、緊急例外規則は必要である。それは、国家緊急事態における法の支配の追求の一環と言い換えることができる。この点で注目されるのが、一般的緊急例外（緊急避難）規則を支持する近年の動向である。その代表例が、国連国際法委員会（ILC）国家責任条文（2001年）の第25条「緊急避難（Necessity）」である。これより前の1997年には、国際司法裁判所（ICJ）がガブチコボ・ナジマロシュ計画事件判決において、当時ILCで検討されていた緊急避難規定草案（第1読草案第33条）を念頭に置きつつ、「緊急事態は、国際義務に合致しない行為の違法性を阻却するために慣習国際法により承認された根拠」だと明言した。</p> <p>しかし、国際法における一般的緊急例外理論への強い批判の歴史に鑑みれば、以上のような動向には一抹の不安を感じる。国際法においても緊急例外規則が必要だからといって、それは、「一般規則」という形でなければならないことを必ずしも意味しない。果たしてこのような一般規則が確立しているのか、国際実践の検討を踏まえて慎重に問い直さなければならない。</p> <p>その一方で、一般的緊急例外に対する過去の批判を現在でもそのまま妥当するものとして無条件に引用するわけにもいかない。規範内容の明確化や精緻な要件の設定などの地道な作業が、恣意的な解釈を抑止し濫用を防止することに一定程度は繋がりるのであり、その作業こそが法学者の重要な仕事の一つである。その観点から問題視されるのは、現在の否定論者が、今までの一般的緊急例外理論の内容の進化とそれを受けた最近の国際実践の転回を、必ずしも適正に評価していないように感じられることである。</p> <p>したがって、一方で否定論者に対抗すべく、最近の国際実践の転回と、その背景としての一般的緊急例外理論の進化を浮き彫りにしつつ、他方で安易な肯定論者に釘を刺すべく、批判の歴史を振り返った上で、理論の進化がどこまで最近の国際実践に反映しているかの検証が必要である。</p> <p>以上の問題意識より、本論文は次の2つの課題を検討した。まず第1部で、緊急避難の慣習法性の検証、すなわち緊急避難が慣習国際法規則と言えるかを検討した。緊急避難は従来から慣習法規則として確立してきたのか（第1章、第2章）。そして現在においてはどうか（第3章）。次に第2部では、緊急避難の正当性を検証した。具体的に</p>			

は、現在の緊急避難では過去の批判がどこまで克服されているかを検討した。一般的緊急例外理論への批判はいかなる理由によるものだったか（第1章）。批判を克服すべく、理論内容はどのように進化してきたか（第2章）。その進化は、近年の国際実践にどこまで反映されているか（第3章、第4章）。そして、批判克服のためには国家責任法において緊急避難にどのような理論的位置が与えられるべきか（第5章）。

本論文の検討により、以下のような結論が得られた。

まず、緊急避難の慣習法性については以下の通りである。緊急避難についての国家実行の数がまだ限られていることに加えて、最近では国際投資仲裁を中心に緊急避難の慣習法規則性の明言をあえて避ける裁判例も散見されることから、現時点において、緊急避難がすでに慣習法規則化したとは断言できない。しかしそれでも、一般的に緊急避難規則の存在を支持する国家意見が大勢であることのみならず、具体的事案において緊急避難援用によって不利益を受けうる国々が、緊急避難規則の存在自体は特に争わずに、代わりに事実を照らして不適用や要件不充足を主張している傾向は、注目に値する。国際裁判例でも、緊急避難を慣習法規則と位置づける判断が、ICJのみならず国際投資仲裁においても多いことは間違いない。したがって、緊急避難が現時点で慣習法規則として確立しているかどうかはともかく、「慣習法化への方向に進んでいる」ことは否定できない。

つぎに、緊急避難の正当性については以下の通りである。慣習法化しつつある規範は、かつての批判理由を相当程度克服していると言えるが、特に濫用抑止のための理論進化は、必ずしも国際実践において十分に受容されているとは言いがたい現状にあり、今後国家実行での援用が進んだ時に懸念が顕在化する、すなわち緊急避難の正当性が疑われるようになる可能性がある。そして、批判理由を克服している部分はさらに固定化し、克服に不安が残る部分は手当てすることを意識したとき、国家責任法体系において緊急避難を有責性阻却・軽減事由の一つと位置づけるべきである。

以上の結論を踏まえて、本論文では最後に、かつての批判をさらに克服し、緊急避難をより正当性を具備した実定国際法規則として定着させていくための課題として、緊急避難の規範内容のさらなる緻密化・明確化、国家責任法体系自体の見直し、個別的緊急例外規則の整備の必要を指摘する。

(続紙 2 )

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、国際法における緊急避難について、関連し得る事例と先行研究とを網羅的に調査し、緊急避難に関する規則が慣習国際法として成立しているか、その内容はいかなるものか、また、今後どのような改善が必要であるかを研究するものである。本論文でも詳細な分析対象となっている国連国際法委員会 (ILC) 国家責任条文 (2001年) が緊急避難に関する条項を置いたことや、国際司法裁判所 (ICJ) ガプチコヴォ・ナジュマロシュ判決 (1997年) がILCにおいて起草作業中であった同条項に言及したこと、さらには今世紀に入ってから急増した投資条約仲裁において頻繁に緊急避難が援用されたことから、従来は僅少であった国際法上の緊急避難に関する研究が次第に増えつつある。もっとも、それら新しい事例にのみ着目する先行研究が多いところ、著者は、これまで自らが公表してきた緊急避難に関する数多くの事例研究を踏まえて本論文を書き下ろしており、本論文の最大の特徴は、時系列的にも分野的にも網羅的に関連事例を対象としている点にある。

そのような研究対象の網羅性は著者の研究手法の堅実さの表れであり、その堅実さは本論文の随所で説得的な結論を導いている。たとえば、先行研究が国際法に緊急避難を導入することに批判的である場合に、ILCにおける議論や事例の積み重ねの中で濫用の可能性に様々な制約が課されつつある事実を看過していることを精密に指摘する箇所などは、安易に結論に到達することを戒める著者の面目躍如たるものがある。また、緊急避難に関する国際法規則の現状分析と今後の展開方向とを慎重に区別し、規範のあるべき姿についての政策論を規範の現状分析と峻別して展開する箇所においてもそのような手法が説得的効果を生んでいる。

他方で、堅実であろうとするが余り、明晰性に欠ける箇所がないわけではない。たとえば、著者は、緊急避難に関する国際法規則が現時点において慣習国際法上確立しているかどうかについては明言せず、「慣習法化への方向に進んでいる」と言うにとどめる。このような結論は、謙抑的と評価できても、不明確であることは否めない。また、丁寧な分析を進める著者においてなお、国家間紛争処理手続と投資家対国家紛争処理手続とを同列に置いて、それぞれで主張された緊急避難概念を特に区別せずに検討しているところは議論の余地がある。とはいえ、前者は本論文の長所の裏返しでもあり、後者は他の先行研究にも共通してみられるところであって一般的理解に則ったに過ぎないとも言え、本論文の価値を損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士 (法学) の学位を授与するに相応しいものと認められる。

また、平成28年4月13日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。